

1. 計画策定の趣旨等	2. 困難な問題を抱える女性への支援をめぐる現状と課題
<p>〔1〕 策定の趣旨</p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(R4年5月成立)及び基本方針(R5年3月厚生労働省策定)に即して、本県の実情に応じた困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、県・市町村及び民間団体等が相互に連携・協力を図り、個々の支援対象となる女性に対する支援をより一層推進するために策定する。</p> <p>〔2〕 計画の期間・位置づけ</p> <p>(1) 期 間 令和6年4月1日～令和10年3月31日(4年間) ※「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(計画期間:令和5～9年度)の次回改定に併せて、本計画との統合も視野に検討</p> <p>(2) 位置づけ 新法第8条第1項に基づく基本計画</p> <p>〔3〕 計画の進行管理</p> <p>「奈良県男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、施策の実施状況を報告し、意見を求め、進行管理を行う。</p> <p>〔4〕 計画の対象</p> <p>性的な被害、家庭の状況、不安定な就労状況や生活困窮、孤立などの地域社会との関係性に加え、高齢者、障害者、在住外国人、性的マイノリティであることや部落差別に関すること等を理由として人権侵害・差別や偏見による不当な扱いを受けること(複合的に困難な状況に置かれている場合を含む。)やその他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)を対象とする。</p>	<p>〔1〕 現状</p> <p>(1) 県の対応状況 【相談状況】 中央こども家庭相談センター(婦人相談所)、高田こども家庭相談センター、女性センター ・電話・来所相談件数(年間)は、延べ約2,000件～2,500件前後で推移。 ・R4年度の電話相談件数は1,743件で、精神的問題を含む医療関係が914件(52.4%)と最も多い。 ・R4年度の来所相談件数は242件で、夫等からの暴力に関する相談が178件(73.6%)と最も多い。 性暴力被害者サポートセンター(NARA/ハート) ・性暴力被害者等の相談件数は417件(R4年度)で窓口の認知により近年増加傾向。 母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター) ・母子家庭等の相談件数は、毎年度延べ約4,000件～5,000件で推移。 【婦人相談所等による一時保護】 ・R4年度の婦人相談所等の一時保護人数は、42人(同伴児童28人)で近年減少傾向。</p> <p>(2) 市町村・民間団体の状況 ・市町村の女性の相談窓口設置団体数は19 団体。 ・市町村においては、アウトリーチ等による早期把握や自立支援などの支援内容が整っていない。 ・女性の相談支援、居場所の提供、自立支援等を実施する民間団体が存在する。</p> <p>〔2〕 課題</p> <p>(1) 幅広く相談できる窓口の設置やその周知、相談支援を行う窓口から必要な支援に速やかに結びつけることが必要。 (2) 来所や電話だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援やその手法の周知、相談につながりにくい若年女性を含めた幅広い年齢層の対象者の早期発見に努めることが必要。 (3) 最も身近な相談先として、市町村の相談窓口の設置促進及びその周知が必要。また、女性相談窓口の相談員の資質向上が必要。 (4) 県、市町村、民間団体等がそれぞれの強みを生かした支援を行うことができるよう、緊密な連携体制の構築が必要。</p>
3. 計画の大綱	
<p>〔1〕 基本方針</p> <p>困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施する。</p> <p>〔2〕 基本目標</p> <p>(1) 相談支援体制の強化 ① 県民への相談窓口の認知度向上 R9年度67.0%(R4年度44.1%(DV相談窓口)) ② 県が実施する女性相談員研修の参加者数の増加 R9年度150人(R4年度9 人) ③ 市町村における女性相談窓口の設置(令和4年度19市町村)</p> <p>(2) 民間団体との連携強化 ① 相談支援の連携、一時保護委託先団体・施設数の増加 R9年度10団体(R5年度3団体)</p>	<p>〔3〕 県と市町村の役割</p> <p>(1) 県の役割 ・女性相談支援センター(現在の婦人相談所を令和6年4月1日より名称変更)を中核として、地域の実情に応じた施策の検討・展開。 ・行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築。</p> <p>(2) 市町村の役割 ・身近な相談窓口として、相談への対応、安全の確保、自立において必要な支援等を実施。 ・法において努力義務とされている市町村基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努める必要がある。</p>

「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の概要について

4. 支援の内容等

〔1〕困難な問題を抱える女性への支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

民間団体等が実施するSNS等の相談から、公的な支援に早期につなげることができるよう、市町村、民間団体との連携体制の構築を推進する。

- 【主な取組】
- ① SNS等を含めた様々な相談ツールの充実・周知
 - ② 関連する相談窓口の周知促進
 - ③ 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進

(2) 居場所の提供

市町村、民間団体と連携し、気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、支援者や他の女性と交流等ができるような居場所づくりを推進する。

- 【主な取組】
- ① 市町村、民間団体が運営する居場所づくりへの支援
 - ② 女性同士が気兼ねなく語り合い、交流できる機会の創出

(3) 相談支援

多様な相談に対応できるよう、最大限に本人の意思を尊重しながら、民間団体等と連携して相談体制を強化する。

- 【主な取組】
- ① 女性相談支援員のスキルアップのための研修の充実
 - ② 県及び市町村への専任女性相談支援員の配置促進

(4) 一時保護

支援を必要とする女性の状況に応じた対応が可能な一時保護先の確保を推進する。

- 【主な取組】
- ① 支援対象者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討
 - ② 支援対象者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実

(5) 被害回復支援

女性相談支援センターには、心理職の職員を配置し、心理的ケアの充実に努めるとともに、医療機関等とも連携し、専門的な支援を行う体制の強化を図る。

- 【主な取組】
- ① 女性相談支援センターの専門的な支援を行う体制の強化
 - ② 医療・教育分野など専門機関との連携促進

〔2〕支援の体制等

- (1) 県の体制: 女性相談支援センターを中心に、児童相談所、女性センター、福祉事務所、スマイルセンター等と相互に連携し、段階的かつ重層的な支援を実施する体制を整備
- (2) 市町村との連携体制: 計画策定や窓口設置等支援に関する情報提供や助言等
- (3) 民間団体との連携体制: 県及び市町村、民間団体が互いの活動を補完しながら支援を行うことができるよう、連携体制の構築に取り組む

(6) 生活の場を共にすることによる支援

支援者等とともに生活を送るなど信頼できる人間関係を築きながら安心して生活ができる環境を提供できるよう民間団体と連携して推進する。

- 【主な取組】
- ① 民間団体と連携し、一時保護等の後に利用可能な生活の場の充実
 - ② 市町村、民間団体等との協働・連携による取組の推進(再掲)

(7) 同伴児童への支援

同伴児童に対する養育等が十分に行えない状況の場合等における社会的養育等の適切な支援について、関係機関と連携した支援を促進する。

- 【主な取組】
- ① 同伴児童等に対し、必要に応じて心理担当員によるこころのケアの充実
 - ② 子どもが安全に就学できるための支援の強化

(8) 自立支援

就労及び住まいの確保に向けた支援等、支援対象者の状況に応じ、市町村、民間団体と連携した支援体制を強化する。

- 【主な取組】
- ① 就労や住まいの確保に向けた支援の充実
 - ② 一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討

(9) アフターケア

市町村、警察及び民間団体との連携を図り、地域での生活再建を支えるアフターケアの充実を図る。

- 【主な取組】
- ① 地域生活のフォローアップのための継続的支援の検討
 - ② 地域での孤立を防ぐためのこども食堂の取組の推進

〔3〕支援調整会議

- (1) 目的 支援を適切かつ円滑に行うため、関係者間の連携を深める。
- (2) 構成 県: 女性活躍推進課(事務局)、こども家庭課、関係各課、中央こども家庭相談センター(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター)、高田こども家庭相談センター、女性センター、福祉事務所、スマイルセンター、NARAハート
市町村: 女性相談担当課等
民間団体: 若年女性の自立支援団体、DV被害者等困難な問題を抱える母子の生活支援 団体、性暴力被害者支援団体、多胎児育児支援団体、依存症治療の支援団体、デートDV予防団体、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組む団体、人権問題に取り組む団体等
その他の機関: 警察等
- (3) 開催回数 年間2回程度
- (4) 役割 ①参加団体間相互の活動内容の共有
②参加団体間の役割や連携のあり方についての検討
③地域資源の創出、効果的な支援を行うための支援内容の検討 等